

賃貸住宅管理業者登録制度について

@登録は任意ですが・・・

⇒国土交通省のホームページに一覧掲載されます。登録業者として特別な保証を付与するものではないが、ユーザーの業者選択の判断材料となるのか？！

登録の対象となる事業者様

賃貸人から委託を受けて賃貸住宅の管理を行う事業者
もしくは

賃貸住宅を転貸する者が賃貸住宅の管理を行う事業者
であって、以下の基幹事務のうち少なくとも一の事務を含むものを行う事業者

1. 家賃・敷金等の受領に係る事務
2. 賃貸借契約の更新に係る事務
3. 賃貸借契約の終了に係る事務

登録事業者としての遵守事項

☆主なルール☆

1. 5年ごとの更新
2. 登録内容の変更事項の届出
3. 業務等状況報告書の提出
4. 契約締結前の重要事項の説明と書類の交付
5. 契約締結後の一定の書類の交付
6. 賃貸人に対する定期的な報告
7. 標識の掲示

申請書類提出から通常90日間の審査を経て登録完了となります。

★★★ 当事務所の登録手続き報酬 29,400円(税込)～ ★★★

初回のご相談料は無料です。
(正式にご依頼いただくまでは費用は一切かかりません！)

◎その他の主な業務◎

宅地建物取引業許可手続き
建設業許可手続き
その他各種許認可手続き
相続手続き、任意後見手続き
外国人関連手続き

〒160-0008 (東京都 行政書士会 会員)

東京都新宿区三栄町7-3 ロイヤル四谷202号

柴崎行政書士事務所 行政書士 柴崎 角人

TEL 03-5363-7840 FAX 03-5363-8971

E-mail shiba-s-vvv@nifty.com